

答申第192号
令和4年9月30日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀



佐賀市個人情報保護条例第13条第2項第5号の規定に基づく諮問について
(答申)

佐賀市個人情報保護条例第13条第2項第5号の規定に基づき、令和4年9月16日付け佐市総法第441号により諮問がありました「死者の保有個人情報に関して、相続人からの開示請求に対する受付けの可否について」については、審議の結果、開示請求を適当なものと認めます。